

12 月定例記者会見 質疑応答

▽日時:令和 5 年 12 月 1 日 午前 11 時から

▽会場:稲敷市役所 4 階全員協議会室

▽参加記者:茨城新聞、東京新聞、毎日新聞、読売新聞、NHK、朝日新聞、時事通信社 7 社

▽参加者(市):市長、副市長、教育長、行政経営部長、市民生活部長、教育部長、危機管理監、土木管理部長、地域振興部長、保健福祉部長、総務課長、秘書政策課長、企画財政課長、廃棄物対策室長、歴史民俗資料館長、危機管理課係長、生涯学習課係長

■市長あいさつ

記者の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の情報発信等にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年2期目の市政運営に取り組んでから、ちょうど1年が経過いたしました。振り返りますと、市民の皆様をはじめ、多くの方々のご協力をいただき、共に考え、知恵を絞りながら、取り組んできた1年だったと感じております。令和4年4月には、本市全域が過疎地域に指定され、これまでのまちづくりを抜本的に見直すために策定した「稲敷市持続可能な地域づくりプラン」においては、市民の皆様や専門家の方々によります、ワークショップへの参画等によって、新たな時代にふさわしい、本市の特性を活かした施策や行動指針をまとめることが出来ました。

今年8月には、このプランのキャッチフレーズである「稲敷＝ツナガル＝まちづくり」を基に、様々な繋がりが生まれるきっかけとなるような情報共有の場として、「持続可能な地域づくりシンポジウム」を開催し、基調講演や市内でご活躍されるの方々をお迎えしたパネルディスカッション、そして、協働のまちづくりを進めていく象徴となるロゴマークも披露させていただきました。

本市では、今後も未来へツナガルまちづくりを目指し、様々な事業や機会を通して、市民・企業・行政、そしてヒトだけでなく、モノやサービス、システムや情報など、繋がる取組を積極的に進め、本格的な協働のまちづくりを進めてまいります。さて、今年度に入り、感染症法上の位置付けが5類に移行されたことから、本市においても、花火大会をはじめ多くのイベントが、コロナ禍前の形態で開催できるようになりました。

来年1月7日には、ご家族など一般の方にも入場いただける、「はたちの集い」が開催されます。人生の節目として(門出を祝い)思い出に残る式典となるよう、実行委員の皆さんは9月から企画をしていただいております。この式典が 20 歳の皆さんにとって、旧友や恩師との親交や再会、また絆を確かめ合うだけでなく、ふるさと稲敷の良さ(誇り)を改めて感じる集いとなることを願うとともに、私自身も楽しみにしているところです。

実行委員会の皆さんとは、10月に座談会を行った際に、若い方の考えや想いを、直接お聞きする機会がありました。その中で、今の若い方の意欲・力強さを感じたり、これから、稲敷市に望むことなどにも直接耳にしたりすることができ、私自身改めて、市民の皆様が稲敷市に誇りをもって、幸せを実感できるまちづくりに取り組んでいくことを強く決意いたしました。

これからも、年齢や性別等に捉(とら)われず、より多くの方の声に耳を傾け、(ともに力を合わせて、市内外への情報発信を含め、)魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、記者の皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、来月5日開会予定の令和5年第4回稲敷市議会定例会について、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、誠に疲れ様でございます。

■質疑応答

【令和5年第4回稲敷市議会定例会 議案第83号 専決処分の承認を求めることについて】

Q:訴えの提起について、市長はどのようにお考えか？

A:公害等調整委員会の裁定について、市としても申したいことがあるので、そこは裁判でしっかりと訴えたいと考えている。

Q:裁定について、市が納得できないのはどの点か？

A:裁判に関わる内容なので、コメントは控えさせていただく。

Q:臨時議会の議案が流会となり、専決処分となったことについて、市長のコメントをいただきたい。

A:裁定に対する不服の申し立てに期限があり、日程の余裕がなかったため専決処分となった。これから議会に対して、丁寧に説明していきたいと考えている。

Q:先日の議会全員協議会では資料の不足といった声もあったが、丁寧な説明とは具体的にどのような説明をしていくのか？

A:議会からは、土砂埋め立ての時系列を示すようにとの声があった。弁護士と相談しながら、出せる資料はすべて出して、時系列を示しながら丁寧に説明したいと思う。

Q:定例会中に、専決処分について説明をするのか？

A:今回の定例会で専決処分の報告・承認の手続きを行う。そこで議論が交わされると思っている。

Q:提訴の時期はいつを予定しているのか？

A:水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に提訴し、11月30日に受理された。

【議案第85号 稲敷市ヨアトミ奨学基金条例の制定について】

Q:寄附は換金してから受け入れるのか？

A:有価証券で受け取り、市が換金した。

Q:補正予算の12諸支出金について、基金に積み立てる金額に一般財源から千円充当しているのはなぜか？

A:予算は千円単位で計上している。寄附額に千円に満たない端数があるため、一般財源を充当し

て寄附金全額が基金に充当されるようにした。

Q:補正前の歳入で、18 寄附金の 10 万円はどのような内容か？

A:9 月に東中学校に対して行われた寄附。

Q:大学院等への進学希望者に学資を貸与とあるが、具体的な金額や対象者の条件はどのようなものになるのか？

A:現在、寄附者と制度内容について打ち合わせを進めている段階のため、答えられない。

Q:今回制定するヨアトミ奨学基金以外に、市独自の奨学金制度はあるのか？

A:市独自の奨学基金制度を設けており、大学等に進学する際に、月額 5 万円を貸与する制度がある。卒業後 10 年以内に返還していただくが、市内に 5 年以上住民登録があり、市税の滞納がない場合は返還金の 1 割が免除される。

Q:寄附者は市内の方か？

A:以前市内の阿波崎にお住まいだった方。

Q:奨学金の対象者は市内にどの程度いるのか？

A:教育委員会が把握できるのは義務教育課程のみのため、回答できない。

Q:奨学金の対象に経済的な要件を定めるのか？

A:寄附者から経済的な要件は求められていないため、生活困窮者の方や、困窮世帯だけに限られた奨学金とはならない予定。

Q:奨学金の対象は東・桜川地区の子どもなのか？

A:寄附者の方から、市内の子どもを対象に、とのご意向を承っている。

Q:寄附者と基金の内容について合意したうえで、寄附を受け入れたのか？

A:粗々の状態だが、作成した要綱を寄附者に見ていただき、了承をいただいている。来年 3 月の定例会で、基金の補正予算を計上する予定のため、それまでに制度の詳細を決めたい。